

宮城県市町村職員研修規則

(平成5年規則第13号)

改正	平成6年3月10日	規則第4号
	平成8年3月15日	規則第1号
	平成9年3月25日	規則第2号
	平成10年2月18日	規則第4号
	平成11年3月23日	規則第2号
	平成14年3月26日	規則第6号
	平成15年3月11日	規則第1号
	平成24年3月1日	規則第1号
	平成30年3月9日	規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県市町村自治振興センター規約第3条第1号に定める市町村職員の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研修は、環境変化に対応できる人材を育成するために実施し、市町村職員の資質の向上、能力の開発を図ることを目的とする。

(研修の実施区分)

第3条 研修は、次の区分により行う。

- (1) 階層別研修 職務の階層ごとに必要な知識、教養、技能等を修得させるために行う研修
- (2) 専門研修 必要としている職員に対して専門的知識、技能等を修得させるために行う研修

第2章 研修

(研修計画)

第4条 宮城県市町村職員研修所長（以下「研修所長」という。）は、毎年3月31日までに翌年度の研修実施計画を作成し、市町村長に通知するものとする。

(研修生の決定)

第5条 研修生は、市町村長の推薦に基づき研修所長が決定する。

- 2 市町村長は、研修所長が指定する日までに研修生推薦書（別記様式第1号）又は電送（端末装置による送信）により推薦するものとする。
- 3 研修所長は、前項に基づき推薦された職員が別に定める資格要件に適合すると認めたときは、研修生として決定し、速やかに当該市町村長へ通知するものとする。
- 4 市町村長は、前項の規定により研修生として決定された者が、特別な理由により研修に参加することが困難であると認めたときは、速やかに研修所長に書面（別記様式第2号）で連絡しなければならない。
- 5 研修所長は、変更の連絡を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであると認めたときは、決定の変更をすることができる。

(研修生の義務)

第6条 研修生は研修の期間中、研修所長の定める規律に従い研修に専念しなければならない。

(退所措置)

第7条 研修所長は、研修生が次の各号に該当するときは、退所させることができる。

- (1) 正当な理由なく研修に出席しないとき。
- (2) 規律に違反し、改善の見込みのないとき。
- (3) 心身の故障により退所させることが適当と認められたとき。

(4) その他やむを得ない事由により退所を願い出たとき。

2 研修所長は、前項の規定により退所を命じ、又は退所の承認をしたときは、研修取消通知書（別記様式第3号）により当該市町村長に速やかに通知するものとする。

（研修効果の測定）

第8条 研修所長は、研修生に対して、研修効果の測定を行うことができる。

（研修結果の通知）

第9条 研修所長は、必要があると認めたときは、研修終了後において研修生の出席状況等を市町村長に通知するものとする。

（修了証書の交付）

第10条 研修所長は、別に定める基準に該当し、かつ、研修課程を良好に修了したと認められる研修生に対して修了証書（別記様式第4号）を交付するものとする。ただし、研修所長が修了証書を交付することを要しないと認めた研修課程にあつては、修了証書の交付を省略することができる。

2 研修所長が別に定める課程については、修了証書に代えて、認定書（別記様式第5号）を交付するものとする。

（研修の記録の保管）

第11条 研修所長は、研修が終了したとき研修記録（別記様式第6号）を作成し、保管するものとする。

（支援）

第12条 研修所長は、市町村が独自に実施する研修に関し、講師の派遣その他必要と認める支援をすることができる。

（研修の受託）

第13条 研修所長は、一部事務組合等職員の研修について、別に定めるところにより受託し実施することができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、研修所長が別に定める。

附 則

この規則は平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成6年3月10日規則第4号）

この規則は平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日規則第1号）

この規則は平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日規則第2号）

この規則は平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月18日規則第4号）

この規則は平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日規則第2号）

この規則は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日規則第6号）

この規則は平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月11日規則第1号）

この規則は平成15年3月24日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規則第1号）

この規則は平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日規則第2号）

この規則は平成30年4月1日から施行する。